

## 令和7年度 文教委員会資料

### 【議案第183号】

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める

条例の一部を改正する条例の制定について

**参考資料1** 川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める  
条例の一部を改正する条例新旧対照表

**参考資料2** 特定非営利活動法人の条例指定制度について

**参考資料3** 削除する特定非営利活動法人の概要について

市 民 文 化 局

(令和7年11月20日)

川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後                                       |                          |                        | 改正前                                       |                          |                        |
|-------------------------------------------|--------------------------|------------------------|-------------------------------------------|--------------------------|------------------------|
| ○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 |                          |                        | ○川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例 |                          |                        |
| 平成24年12月14日条例第53号                         |                          |                        | 平成24年12月14日条例第53号                         |                          |                        |
| 別表                                        |                          |                        | 別表                                        |                          |                        |
|                                           | 名称                       | 主たる事務所の所在地             |                                           | 名称                       | 主たる事務所の所在地             |
| 1                                         | 特定非営利活動法人キーパーソン21        | 川崎市中原区新丸子東2丁目907番地ー704 | 1                                         | 特定非営利活動法人キーパーソン21        | 川崎市中原区新丸子東2丁目907番地ー704 |
| 2                                         | 特定非営利活動法人スマイルオブキッズ       | 横浜市南区六ツ川4丁目1,124番地2    | 2                                         | 特定非営利活動法人スマイルオブキッズ       | 横浜市南区六ツ川4丁目1,124番地2    |
| 3                                         | 特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター | 川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号      | 3                                         | 特定非営利活動法人あさお市民活動サポートセンター | 川崎市麻生区上麻生1丁目11番5号      |
| 4                                         | 特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー     | 川崎市中原区今井南町28番41号       | 4                                         | 特定非営利活動法人かわさき市民アカデミー     | 川崎市中原区今井南町28番41号       |
| 5                                         | 特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト    | 川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号     | 5                                         | 特定非営利活動法人かわさき創造プロジェクト    | 川崎市多摩区菅仙谷1丁目10番40号     |
|                                           |                          |                        | 6                                         | NPO法人くるみー来未              | 川崎市中原区上平間1,264番地3      |
| 6                                         | 特定非営利活動法人NPOレインボー        | 川崎市川崎区大師町6番7号          | 7                                         | 特定非営利活動法人NPOレインボー        | 川崎市川崎区大師町6番7号          |
| 7                                         | 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎      | 川崎市多摩区登戸2,981番地        | 8                                         | 特定非営利活動法人療育ねっとわーく川崎      | 川崎市多摩区登戸2,981番地        |

## 特定非営利活動法人の条例指定制度について

平成 23 年の地方税法の改正により、NPO 法人への寄附を促すため自治体が条例において個別に指定した NPO 法人を個人住民税の寄附金税額控除の対象とする「条例指定制度」が創設されたことを受け、本市では平成 24 年 6 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例」を制定するとともに、同年 12 月に「川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例」を制定しました。

### 1 条例指定制度の概要

- 個人住民税の寄附金控除の対象となる NPO 法人を都道府県又は市区町村が条例で指定
- 制度導入や指定の基準の設定等は各自治体の裁量
- 指定に当たっては、法人の名称と主たる事務所の所在地を条例に規定

### 2 本市における指定基準(概要)

NPO 法人の活動の公益性を判断する「公益要件」と、運営面での健全性を判断する「運営要件」という二つの視点での基準を条例・規則で設定しています。

#### 「公益要件」

##### (1) 市内における公益的活動の実績

市内において、不特定かつ多数の市民の利益に資すると認められる継続的な活動が行われていること。

##### (2) 地域における支持

その法人の活動に賛同して寄附等をした川崎市民の数で客観的に判断することを基本とし、次のいずれかを満たすこと。

- ① 年間 3,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 50 人以上
- ② 年間 1,000 円以上の「寄附」等をした「川崎市民」の数が年平均 100 人以上
- ③ 認定 NPO 法人であること(本市の条例指定を経て認定を取得した法人を除く。)

#### 「運営要件」

- ① 運営組織及び経理が適切であること。
- ② 事業活動が適正であること。
- ③ 情報公開を適切に行うこと。
- ④ 事業報告書等を毎事業年度、所轄庁に提出していること。
- ⑤ 法令等違反、不正行為、公益に反する事実等がないこと。
- ⑥ 設立の日から1年を超える期間が経過していること。

### 3 条例指定を受ける主なメリット

- 本市の指定を受けると、個人がその法人に寄附した場合、個人住民税（市民税8％）の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。（その法人が神奈川県から条例指定されている場合、県民税2％の寄附金税額控除（適用下限額：2,000円）が受けられます。）

例：個人が1万円を寄附した場合の市民税の控除額

$$\{10,000\text{円} - 2,000\text{円（適用下限額）}\} \times 8\% = 640\text{円}$$

- 法人の事務所がある自治体において指定を受けると、認定NPO法人制度<sup>※1</sup>の基準の中で最も難しい基準と言われているパブリック・サポート・テスト<sup>※2</sup>を満たします。

※1 一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等多様な税制上の優遇措置を付与することにより、そのNPO法人への寄附を促し、活動を支援する制度

※2 法人が広く市民からの支援を受けているかどうかを示す指標

#### 4 指定手続の流れ

|           |                                                  |
|-----------|--------------------------------------------------|
| 1 事前相談    | 提出書類等の確認                                         |
| 2 指定の申出期限 | 年2回（1月末、7月末）                                     |
| 3 縦覧      | 申出書受付後、1か月間「情報プラザ」で公開                            |
| 4 審査      | 書類審査→ヒアリング・法人事務所での調査等→審査会による審査                   |
| 5 条例議案    | 審査会で「指定相当」とされた法人について、その名称と主たる事務所の所在地を記載した条例議案を提出 |
| 6 指定      | 上記条例の施行日に指定NPO法人となります。                           |

#### 5 川崎市指定特定非営利活動法人審査会

- ・川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の規定に基づき設置
- ・学識経験者並びに市民活動に関する知識及び経験を有する者6名以内で構成し、指定の申出内容の審査及び指定の適否を市長に答申

##### 【参考：寄附金控除の概要について】

認定を受けていれば：所得税税額控除40%※<sub>1</sub>  
市の指定を受けていれば：市民税税額控除8%※<sub>2</sub>  
県の指定を受けていれば：県民税税額控除2%※<sub>3</sub>

最大50%の税額控除

※1：所得税法78条（租税特別措置法41条の18の2によるみなし適用）

※2：地方税法314条の7第1項3号又は4号（市条例による指定）

※3：地方税法37条の2第1項3号又は4号（県条例による指定）

# 削除する法人の概要

|            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                |                  |       |     |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|------------------|-------|-----|
| (フリガナ)     | エヌピーオーハウジン クルミ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                |                  |       |     |
| 法人名称       | NPO法人　くるみー来未                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                |                  |       |     |
| 主たる事務所の所在地 | 川崎市中原区上平間 1 2 6 4 番地 3                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | その他の市内の事務所の所在地 | なし               | 所　轄　庁 | 川崎市 |
| 代表者氏名      | 太田　修嗣                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 設　立　年　月　日      | 平成 2 6 年 2 月 3 日 |       |     |
| 定款に記載された目的 | <p>この法人は、自閉症スペクトラムに代表される多様な特性のある本人及び親をはじめとする家族に対して、本人のライフスキル・就労・成年後見等の情報提供に関する事業、本人のライフスキル向上に寄与するための活動支援事業を行い、本人及びその家族のQOL（生活の質）を向上し、福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>また、(本人を取り巻く関係者をはじめとした)広く市民に対して、自閉症スペクトラムをはじめとする発達障害についての啓発活動を行うことにより、発達障害に対する正しい理解の促進に寄与することを目的とする。</p> <p>また、広く市民に対して、誰もがその人らしく豊かに生きることができるよう支援する事業活動を行い、インクルーシブな地域社会づくりに寄与することを目的とする。</p> |                |                  |       |     |
| 活動分野       | <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 子どもの健全育成を図る活動</p> <p>(3) 情報化社会の発展を図る活動</p> <p>(4) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動</p>                                                                                                                                                                                                                             |                |                  |       |     |
| 定款に記載された事業 | <p>(1) 自閉症スペクトラム当事者等のライフスキル・就労・成年後見に関する情報提供事業</p> <p>(2) 自閉症スペクトラム等に関する普及啓発事業</p> <p>(3) 自閉症スペクトラム当事者等のライフスキル向上に寄与するための活動支援事業</p> <p>(4) インクルーシブな地域社会づくりに寄与するための事業</p> <p>(5) その他上記の目的を達するために必要な事業</p>                                                                                                                                                      |                |                  |       |     |